大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例(昭和26年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号区分の欄中「エネルギーの使 用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建 築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)」を「建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物工 ネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)」 に改め、同号金額の欄中「以下」の次に「この表において」を加え、別表建築物のエネル ギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号中「登録建築物調査機関」を「登録建築 物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「受けた場合」の次に「、法第12条第6項又は 第13条第7項に規定する適合性判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7 条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し(以下この号において「検 査済証の写し」という。)を添付した場合」を加え、「建築基準法第7条第5項、第7条の 2第5項又は第18条第18項に規定する」を削り、「第8条第1号イ(2)」を「第10条 第1号イ(2)」に、「第1号(1)」を「第5号(1)」に、「第1号(2)」を「第5号(2)」に改 め、同号を同表第9号とし、同表第4号中「第1号(1)」を「第5号(1)」に改め、同号を 同表第8号とし、同表第3号中「第1号(1)」を「第5号(1)」に改め、同号を同表第7号 とし、同表中第2号を第6号とし、同表第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)」を「法」に、 「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「建築物エネ ルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下 この表において「基準省令」という。)第8条第1号イ(2)」を「基準省令第10条第1号 イ(2)」に改め、同号(1)の項中「一戸建ての住宅」の次に「(建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条第1号及び第2号に係る部 分以外の部分を有しないもの(長屋を除く。)に限る。以下この表において同じ。)」を、 「イ 共同住宅等」の次に「(非住宅部分を有しない建築物でアに掲げるもの以外のもの をいう。以下この表において同じ。)」を加え、「人の居住の用に供する部分以外の部分」 を「非住宅部分」に改め、「以下」の次に「この表において」を加え、「(共用部分は、共 同住宅等に含む。)」を削り、同号を同表第5号とし、同表番号の項の次に次の4号を加え る。

- 建ル能すこてう第1のくル能適数築ギのるの「。13規建ギ確合料物一向法表法第項条定築一保性の消上律に」1又第に物消計判の消上律に」おと2は2基工費画定工費に以おと2は3基工費画定
- ア 建築物の用途が基準省令第10条第1号 に定める工場等(以下この表において「工場 等」という。)以外である場合 次に掲げる 非住宅部分(法第11条の「非住宅部分」を いう。以下この表において同じ。)の床面積 の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 240,000円
 - (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 310,000円
 - (ウ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル 未満の建築物 370,000円
 - (エ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000 円
- イ 建築物の用途が工場等である場合 次に 掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じそ れぞれ次に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の工場等95,000円
 - (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の工場等 140,000円
 - (ウ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル 未満の工場等 180,000円
 - (エ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の工場等 220,000 円
- (2) (1)以外の 場 合
- ア 建築物の用途が工場等以外である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応 じそれぞれ次に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円
 - (イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円
 - (ウ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル 未満の建築物 770,000円
 - (エ) 床面積の合計が25,000平方メ

			ートル以上の建築物 870,000 円
			イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額(ア)床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上5,000円(イ)床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以上10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上25,000平方メートル以上25,000平方メートル末満の工場等 190,000円(エ)床面積の合計が25,000平方メートル以上の工場等 230,000円
2	法23 第12 第12 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2		前号(1)又は(2)に定める額の2分の1の額
3	法1る為築築条定検料1項る数第項特を物基第に査又8の完料1に定要に準1よ申は条規了条定築るる第の完手法1に知第す行建建7規了数第6よ手	用途が工場	建築条例別表第2号、第3号、第7号又は第8号に定める額に、次に掲げる非住宅部分の床面積(建築基準法第7条第1項の規定による完了検査申請又は同法第18条第16項の規定による完了通知に係る非住宅部分の床面積に限る。)の区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額ア床面積の合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル未満の建築物 38,000円イ床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 95,000円ウ床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 140,000円エ床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満

			の建築物 180,000円 オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 220,000円
		(2) 建築物の 用途が工場 等の場合	建築条例別表第2号、第3号、第7号又は第8号に定める額に19,000円を加えた額
4	建ル能す規年令1基変証数物一向法(土号)規軽関交の消上律成交)規軽関交のくに書のくに書		第1号(1)又は(2)に定める額の2分の1の額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。